

地域移行支援事業のご案内



刈谷市

地域移行支援事業とは・・・

これまで長い間入院が続いていた方々に、相談支援員がそれぞれの方の希望にそって、退院に向けたお手伝いをする事業です。

対象者は・・・

刈谷市に住民票があり、精神科病院に1年以上入院している方が対象です。

費用は・・・

相談料は無料ですが、グループホーム等を見学したいとなった場合、現地までの交通費や食事代等は自己負担となります。

期間は・・・

原則6ヶ月ですが、必要に応じて1年まで延長することができます。

その後も地域の福祉サービスにより支援をしていきます。



ご家族の皆様へ



ご家族では支えきれない状況にあるときや退院後の生活の不安があるときは、ご家族のお気持ちにも寄り添いながら関係機関と連携して、ご本人やご家族を支援します。

お問い合わせ先

刈谷市役所 福祉総務課

電話 0566-62-1208

月～金8:30～17:15

土・日・祝日・年末年始は休み

相談支援事業所 ころろ悠々

電話 0566-24-7017

月～金9:30～16:00 / 土9:30～11:30

日・祝日・年末年始は休み



まずは相談を・・・

退院してもいいかも・・・と思ったら、まずは病院の職員さんにご相談ください。



相談支援員とは・・・

相談支援事業所にいます。精神障害者の福祉に理解があり、精神保健福祉士等の資格を持っています。

病院に出向き、退院に向けて面接を重ねながらお手伝いをします。



【相談支援員が行う退院までの支援】

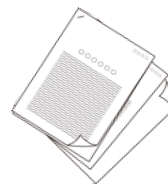
その1

あなたの病院を訪問し、
病院の職員さんと一緒に
退院に向けた
今後の話をします。



その2

退院後の日中活動や生活の場を考え、
必要なサービスを利用するための
市役所の手続きをお手伝いします。



その3

住まいの場となるグループホームや
アパートを探すお手伝いをします。



【退院後の支援】



退院後も安心・・・

退院後も相談支援事業所の相談支援員が、地域での生活を支えます。

必要に応じて、福祉サービスの調整も行います。

自分の生活の幅を広げてみませんか？まずはお気軽にご相談ください！